

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公表番号】特表2001-503755(P2001-503755A)

【公表日】平成13年3月21日(2001.3.21)

【出願番号】特願平10-521140

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 9/00

A 6 1 K 31/711

A 6 1 K 38/22

A 6 1 K 38/44

A 6 1 K 48/00

A 6 1 P 9/00

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 9/00

A 6 1 K 31/711

A 6 1 K 48/00

A 6 1 P 9/00

A 6 1 K 37/50

A 6 1 K 37/24

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月7日(2004.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成16年 9月 7日

特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第521140号

2. 補正をする者

氏名（名称） ユーロジーン・リミテッド

3. 代理人

住所

〒540-0001
大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 IMPビル
青山特許事務所
電話 06-6949-1261 FAX 06-6949-0361

氏名

弁理士 (6214) 青山 葵



4. 補正対象書類名 請求の範囲

5. 補正対象項目名 請求の範囲



6. 補正の内容

請求の範囲を別紙のとおり補正する。

7. その他

請求項1の補正是明細書第4頁第16行～第5頁第5行の記載および明細書第10頁第20行～第24行の記載に基づいている。

請求項5および請求項6は補正前の請求項5に対応している。

請求項9は補正前の請求項10に対応するものであり、その補正是明細書第10頁第20行～第24行の記載に基づいている。

請求項13は補正前の請求項16に対応している。

以上

(別紙)

請求の範囲

1. 内皮の全体または大部分が無傷である血管の内膜過形成の治療または予防のための薬物の製造のための、イン・ビトロおよび／またはイン・ビボにおける内皮細胞の増殖を促進する能力を有するVEGFタンパク質または該タンパク質をコードする核酸である薬剤の使用。
2. 血管が動脈である請求項1記載の使用。
3. 薬物が外科的手術により誘発されたかまたは肺動脈高血圧症に伴う狭窄の治療または予防のためのものである、請求項1または2の使用。
4. 外科的手術が血管形成術、冠状動脈バイパス手術、外科手術的吻合または動脈内膜切除術である、請求項3記載の使用。
5. 薬物が血管の狭窄の治療または予防のためのものである、請求項1～4のいずれか1項記載の使用。
6. 薬物が血管の再狭窄の治療または予防のためのものである、請求項1～5のいずれか1項記載の使用。
7. タンパク質が配列番号2、4、6または8の配列またはその活性フラグメントを有する、請求項1～6のいずれか1項記載の使用。
8. 薬剤がウイルスまたは非ウイルスベクターと結合した核酸である、請求項1～7のいずれか1項記載の使用。
9. 内皮の全体または大部分が無傷である治療または予防されるべき過形成部位またはその付近に設置されるのに適しており、請求項1～8のいずれか1項において定義されている薬剤を含有している治療用移植片。
10. シラスティック移植片または生分解性移植片である請求項9記載の移植片。
11. 治療または予防されるべき過形成部位またはその付近の血管の周囲に設置するためのカラーの形態である請求項9または10記載の移植片。
12. 含まれる薬剤に対して実質的に不透過性の外壁を有する請求項9～11のいずれか1項記載の移植片。

13. 薬剤が患者の血管へデリバリーされ、該薬剤が血管の周囲にシールを与えるように適合させられた装置本体中で提供され、使用時に該薬剤が血管の外膜表面と接触するように該薬剤が該装置内に保持されているかまたは該装置と結合している、請求項1～8いずれか1項記載の使用。